

管理 No. I 030

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 環境部 廃棄物対策課
(産業廃棄物対策係 / 内線: 71-2226)

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
	根拠規定条項	14条-1・14条-6
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。) (昭和45年法律第137号)
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。) (昭和46年厚生省令第35号)
	基準規定条項	奈良市産業廃棄物処理指導要綱(以下「要綱」という。) (平成14年奈良市告示第141号) 奈良市産業廃棄物処理施設設置等に係る事務取扱要領(以下「要領」という。)(平成14年)
審査基準	要綱 第4条 事業者の責務、計画の策定等	
	要領 第3条 事前指導 (同意の取扱い等について)	
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成 年 月 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 14条-1・14条-6 (産業廃棄物処理業)</p> <p>第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>次の条件への該当を審査</p> <p>(1) 施設及び能力の程度が、基準に適合するもの。(施行規則に定めるところによる。)</p> <p>(2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 成年被後見人、被保佐人、破産者 ロ 禁錮以上の刑で5年を経過しない者 ハ 次の法律違反で罰金以上の刑で5年未経過 <ul style="list-style-type: none"> ・法、浄化槽法、その他環境法規違反 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反 ・刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任）、暴力行為等処罰に関する法律違反 ニ 法又は浄化槽法の規定による業許可取消5年を経過しない者 ホ 一廃処理業・産廃処理業、浄化槽清掃業の許可取消通知後、処分決定までに、廃業届した者で届出日から5年を経過しない者 ヘ ホの取り消し通知日60日前以内に廃業届した者で届出日から5年を経過しない者 ト 不正、不誠実な行為のおそれがある者 チ 暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない場合を含む） リ 未成年で法定代理人がイからチまでのいずれかに該当 ヌ 法人で役員又は政令使用人（本・支店の代表者、契約締結権限を有する者）のうちイからチまでのいずれかに該当 ル 個人で政令使用人のうちイからチまでのいずれかに該当 ヲ 暴力団員等が事業活動支配者